

●免税軽油使用者証交付手数料を納付されるみなさまへ

令和3年10月1日から 納付方法が変わります

現在、免税軽油使用者証交付手数料は鳥取県収入証紙で納付することとなっていますが、鳥取県収入証紙の販売は令和3年9月30日で終了します。令和3年10月1日からは以下の納付方法が変わります。

令和3年10月1日からの納付方法

- 総合事務所に設置する窓口（これまで証紙販売を行っていた中部総合事務所2号館1階と同じ場所になります）で納付
バーコード入り申請書（別添様式）と現金400円（電子マネー、クレジットカードも可）による納付により窓口で納付。納付後、県提出用のレシートを申請書とあわせて県税事務所に提出。
- 電子申請と併せて行う電子納付（従来どおり）
パソコン、スマートフォンを使用したペイジー、クレジットカードによる納付

■購入済み証紙の取扱い

令和3年9月30日までに購入済みの証紙は、令和4年3月31日までは、従来どおり手数料の納付に使用できます。

■使用予定がない証紙の払い戻し

令和8年9月30日までに還付請求をしていただくことにより、ご指定の口座に返還します。
※ただし、返還する金額は、証紙額面から手数料3.3%を控除した金額となります。
※手続きの詳細が決まり次第、鳥取県庁ホームページでお知らせします。

<問い合わせ先>

○免税軽油使用者証交付手数料の納付に関すること

鳥取県中部県税事務所課税課事業税担当 電話：0858-23-3111
（倉吉市東巖城町2番地）

○鳥取県収入証紙に関すること

鳥取県会計管理局会計指導課 電話：0857-26-7437
（鳥取市東町1丁目220）

決 裁	所 長	課 長	課長補佐	係 長	合 議	主 査

鳥取県庁POS	¥400
 <small>2 100130 103003</small>	
手数料名: 免税軽油使用者証交付手数料	
予算主務課: 税務課	
電話番号: 0857-26-7051	

※処 理 事 項	審 査 交 付		証の番号
			第 号
	年 月 日 まで有効		



令和 年 月 日		免税軽油使用者証交付申請書				
鳥取県 部県税事務所長 様						
住所又は事業所若しくは事業所所在地						
業 種						
氏 名 又 は 名 称		(印)				
この申請に应答する係及び氏名並びに電話番号		(電話)				
機 械 車 両 又 は 設 備 の 明 細	所 在 地					
	名 称	No.	No.	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称					
	型 式					
	軸 馬 力					
	燃 焼 方 式					
	台 数					
用 途						
年間見込所要数量		リットル	リットル	リットル	リットル	リットル
年間見込所要数量合計		リットル				

第十六号の十六様式

第16号の16号様式記載要領

- この申請書は、新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、交付を受けようとする県税事務所に1通提出すること。
- 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
- この申請に应答する係については、機械、車両または設備について詳細に説明できる者を記載すること。
- 機械、車両または設備の明細については、詳細に記載すること。
- 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、これを証する書面を添付すること。
- 「型式」欄には、製作所名及び機械、車両又は設備の通常称されている型の名称を記載すること。

鳥取県庁POS	¥400
 2 100130 103003	
手数料名: 免税軽油使用者証交付手数料	
予算主務課: 税務課	
電話番号: 0857-26-7051	

第十六号の十七様式

決 裁	所 長	課 長	課長補佐	係 長	合 議	主 査

※ 処 理 事 項	審 査 交 付	証の番号
		第 号
	年 月 日	まで有効

受付印 令和 年 月 日 鳥取県 部県税事務所長 様	<h2 style="margin: 0;">免税軽油使用者証共同交付申請書</h2>								
代表者の住所又は事務所若しくは事業所所在地			業 種	代表者の氏名又は名称			この申請に应答する係及び氏名並びに電話番号 (電話)		
免税軽油使用者		機 械、 車 両 又 は 設 備 の 明 細						用 途	年間見込 所要数量
住所又は事務所若しくは事業所所在地	氏名又は名称	所 在 地	名 称	型 式	軸馬力	燃焼方式	台 数		
			No.					リットル	
			No.					リットル	
			No.					リットル	
			No.					リットル	
			No.					リットル	
年 間 見 込 所 要 数 量 合 計								リットル	

第16号の17様式記載要領

- 1 この申請書は、新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、代表者が交付を受けようとする県税事務所長に1通提出すること。
 - 2 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
 - 3 この申請に应答する係については、機械、車両又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。
 - 4 機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。
 - 5 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、機械、車両または設備の所有者の氏名又は名称を「氏名又は名称」欄に()書するとともに、これを証する書面を添付すること。
 - 6 「型式」欄には、製作所名及び機械、車両又は設備の通常称されている型の名称を記載すること。
- 備 考 「免税軽油使用者」及び「機械、車両又は設備の明細」の欄には、必要に応じ別業として増やすことができる。